

議案第 6 号

小城市子どもサポーター配置要綱の一部を改正する訓令

小城市子どもサポーター配置要綱（平成 22 年小城市教育委員会訓令第 7 号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

子どもサポーターの身分が、嘱託職員から会計年度任用職員に変更になったことに伴い要綱の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市子どもサポーター配置要綱の一部を改正する訓令

小城市子どもサポーター配置要綱（平成 22 年小城市教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「小城市嘱託職員取扱要綱（平成 18 年小城市訓令第 6 号）で定める嘱託職員」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項で定める会計年度任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

小城市子どもサポーター配置要綱（平成22年小城市教育委員会訓令第7号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(身分) 第2条 サポーターは、小城市嘱託職員取扱要綱（平成18年小城市訓令第6号）で定める嘱託職員とする。</p>	<p>(身分) 第2条 サポーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項で定める会計年度任用職員とする。</p>